

一般社団法人 江戸川区文化芸術協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人江戸川区文化芸術協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都江戸川区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、江戸川区内における文化芸術の継承、発展、創造を推進し、もって心豊かで多様性に富んだ活力ある地域社会の形成と区民生活の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 文化芸術人材の育成・指導
- (2) 文化芸術団体の育成強化及び相互間の連絡調整
- (3) 文化芸術関係団体及び江戸川区との連携調整
- (4) 各種文化芸術大会への派遣
- (5) 地域文化クラブの指導
- (6) 文化施設の管理、運営事業
- (7) 中学校部活動指導運営事業
- (8) 文化芸術に関する研究・調査
- (9) 文化芸術振興事業の受託
- (10) 顕彰事業の実施
- (11) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 会員及び社員

(会員)

第6条 当法人の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した団体又は個人

(入会)

- 第7条 正会員として入会しようとするものは、入会申込書を当法人に提出し、社員総会において別に定める基準により、理事会の決議を経て社員総会の承認を得なければならない。
- 2 賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を当法人に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

- 第8条 正会員は、社員総会において別に定める会費等を納入するものとする。

(退会)

- 第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して、書面にて予告するものとする。

(除名)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに除名の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 当法人の定款又は規定に違反したとき
 - (2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反したとき
 - (3) 当法人が所有し又は管理する知的財産権を故意に侵害したとき
 - (4) その他除名すべき正当な理由があるとき
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき
 - (2) 解散したとき
 - (3) 除名されたとき
 - (4) 死亡したとき
- 2 前項のほか、正会員は、定期に会費を納入せず、当法人による会費の納入に関する督促が3回に達したときには、その資格を喪失する。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費その他拠出金品の不返還)

第13条 当法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員)

第14条 正会員は、それぞれ社員を3名を上限に選出する。

なお、配下に区内全域を網羅する文化芸術団体(連盟、協会等)を3以上有する正会員たる団体においては、10名を上限に選出することができる。

2 社員候補者は、正会員がこの法人に対して、その住所及び氏名を届け出たときをもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)に規定する社員としての資格を得る。

(社員の資格喪失)

第15条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 社員を選出した正会員が、社員の変更を届け出たとき
- (2) 社員を選出した正会員が、退会若しくは除名されたとき
- (3) 社員を選出した正会員が、解散若しくは消滅したとき
- (4) 退会したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (7) 総社員の同意があったとき

2 社員の退会及び除名については、第9条及び第10条の規定を準用する。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第16条 社員が前条第1項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第17条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第 18 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 19 条 社員総会は、一般法人法及びこの定款に規定するもののほか、当法人の運営に関する次の項目を決議する。

- (1) 各事業年度の事業報告及び事業計画の承認
- (2) 各事業年度の決算報告及び予算計画の承認
- (3) 基本財産の処分及び除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(開催)

第 20 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員から社員総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により開催の請求があったとき

3 社員総会は、主たる事務所の所在地又は理事会の決議により決定された場所において開催する。

(招集)

第 21 条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。議長は、理事長又は理事長が指名した理事が務める。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の場合には、請求の日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するには、社員総会の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開催の日の 1 週間前までに（書面投票又は電磁投票を認める場合は 2 週間前までに）書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(定足数)

第 22 条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 23 条 社員総会の決議は、一般法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。なお、議決権は 1 社員 1 個とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって決する。

- (1) 会員及び社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業全部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認
- (8) その他法令又はこの定款で定められた事項

(議決権の代理・書面による行使等)

第 24 条 やむを得ない事由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権行使を委任することができる。

(決議・報告の省略)

第 25 条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員全員に対し、社員総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 社員総会の議事については、次の事項及びその法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員の現在数
- (3) 社員総会に出席した社員の数
(書面表決者及び電磁的方法表決者、表決委任者を含む)
- (4) 審議事項及び決議事項
- (5) 議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言の要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事並びに社員のうちからその社員総会において選出された議事録署名人2名以上が署名又は電子署名若しくは記名押印をしなければならない。

第4章 役員

(役員配置等)

第27条 当法人に、次の役員を置く。

理事 10名以上 40名以内

監事 1名以上 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

3 理事の中から、副理事長若干名、常任理事若干名を置き、いずれも当法人の業務を執行する。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議において選任する。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

3 理事のうち同一親族（3親等以内の親族）等特別の関係にある者が理事現在数の3分の1を越えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

(顧問等)

第29条 当法人に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会において選任する。

3 相談役は理事長等経験者から選任する。その選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、本会業務上の重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事長に対して意見を述べることができる。

5 相談役は、理事長の相談に応じて参考意見を述べることができる。

6 顧問及び相談役は、いずれも無報酬とする。ただし、その職務を行うために費用の支払いをすることができる。

(理事の職務権限)

第30条 代表理事（理事長）は、当法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

3 常任理事は、当法人の業務を分担執行する。

4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

5 理事長及び副理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の業務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第31条 監事は、法令で定めるところにより、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し監査報告書を作成すること

(2) 当法人の業務及び財産の状況を調査すること

- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること
- (5) 前号の場合において必要であると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。その場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不相当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること
- (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

- 第 32 条 理事の任期は2年とする。選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は2年とする。選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
 - 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 5 役員は、第27条に定める定数を欠くに至るときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

- 第 33 条 理事及び監事は、その地位にふさわしくない行為があったときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解任することができる。

(報酬等)

- 第 34 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬、賞与、その他職務執行の対価として支給することができる。

(取引の制限)

- 第 35 条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示して、その承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除等)

- 第 36 条 当法人は、一般法人法第 111 条第 1 項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員の職務執行の状況、その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、理事会の決議によって賠償責任額から法令で定める限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第 111 条第 1 項に規定する賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、1 万円以上で、当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれかに高い額とする。

第 5 章 理事会

(構成)

- 第 37 条 当法人に、理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 38 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時、場所、及び社員総会の目的事項の決定
 - (2) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項
 - (3) 前 2 号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職
- 2 理事長、副理事長及び常任理事をもって、一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とし、かつ、常任理事会を組織する。
- 3 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事及び常任理事会に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 第36条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、会計年度内に2回以上開催する。

3 理事長は、常任理事会を招集し、理事会に提出する議案の作成、法人の運営に関する事項等について審議することができる。

4 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から、理事会の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により理事長に招集の請求があったとき

(3) 監事から必要があると認めて、理事長に招集の請求があったとき

(4) 本項第2号及び第3号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事又は監事が招集したとき

(招集)

第40条 前条第4項第4号の場合を除き、理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第4項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して書面又は電磁的方法において、その通知をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した理事がこれに当たる。

(定足数)

第42条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 43 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 44 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 45 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告についてはこの限りでない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 47 条 当法人に、事業遂行上の必要に応じ、理事会のもとに委員会を置くことができる。

2 委員会の名称、任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 7 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 48 条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第 49 条 当法人の財産については、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理・運用しなければならない。

- 2 前項の財産の管理・運用は理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議による。

(経費の支弁)

第 50 条 当法人の経費は、当法人の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 51 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 52 条 当法人の事業計画及び事業予算については、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 53 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(会計原則)

第 54 条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の処分制限)

- 第 55 条 当法人は、会員その他の者に対し剰余金の分配をすることができない。
- 2 会員その他の者に対する剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

- 第 56 条 当法人が、解散等により清算するときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の法人に贈与するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 57 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議を得なければ変更することができない。

(合併等)

- 第 58 条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡をすることができる。

(解散)

- 第 59 条 当法人は、一般法人法第 148 条第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議により解散することができる。

第 9 章 事務局

(事務局)

- 第 60 条 当法人の事務を処理するために、当法人に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び所要の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

- 第 61 条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置かなければ

ならない。

- (1) 定款
- (2) 会員及び社員名簿及び会員及び社員の異動に関する書類
- (3) 社員総会で書面による議決権代理行使をした場合の委任状
- (4) 社員総会で書面による議決権行使をした場合の議決権行使書
- (5) 社員総会の議事録（電磁的記録によるものを含む）
- (6) 書面決議等の同意書
- (7) 理事会の決議を省略した場合の同意書（電磁的記録によるものを含む）
- (8) 理事会の議事録（電磁的記録によるものを含む）
- (9) 会計帳簿
- (10) 計算書類又は附属明細書
- (11) 監査報告書
- (12) 他の法令で定める書類及び帳簿

第10章 情報公開

（情報公開）

第62条 当法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項については、理事会の決議により、別に定めるものとする。

第11章 附 則

（委任）

第63条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（最初の事業年度）

第64条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和8年3月31日までとする。

（設立時の役員）

第65条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事 （32名、氏名は非表示）

設立時代表理事（1名、氏名は非表示）

設立時監事 （2名、氏名は非表示）

(設立時社員の氏名及び住所)

第 66 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(5名、氏名及び住所は非表示)

(法令の準拠)

第 67 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他に従う。

以 上